

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年9月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年9月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 （農道改修事業）城力地区	まんのう町建設土地改良課
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 （農道改修事業）吉井地区	〃
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 （農道改修事業）中所地区	〃
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 （農道改修事業）大向新池地区	〃